

令和5年7月18日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道いじめ調査委員会

委員長 間 宮 正 幸

いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）

当委員会に意見の求めがあったこのことについては、当該学校から知事に提出された「調査報告書」の内容を確認した結果、重大事態に係る事実関係等に関し必要な調査報告が行われており、次の観点から再調査の必要性はないものと考えます。

記

- 1 本事案については、当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- 2 調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- 3 学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、次のようないじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取組への着手を確認できたこと。
 - ① いじめ防止を目指した体制の構築を図ること
 - ② 学校から、生徒・保護者への対応の向上を図ること
 - ③ 養護教諭・スクールカウンセラーが行う日常的な対応の向上を図ること
 - ④ 未然防止・再発防止・検証に取り組むこと